

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例(平成 16 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)			別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)		
施設名称	所在地	管理を行う者	施設名称	所在地	管理を行う者

(略)			(略)		
可愛振興センター	安芸高田市吉田町山手 1392 番地 2	指定管理者	可愛振興センター	安芸高田市吉田町山手 1392 番地 2	指定管理者
			ふれあいセンターいきいきの里	安芸高田市吉田町常友 1254 番地 15	指定管理者
(略)			(略)		
別表第 2(第 9 条関係) 利用料金の上限額			別表第 2(第 9 条関係) 利用料金の上限額		
施設名	部屋名	利用料金等(円/時間)	施設名	部屋名	利用料金等(円/時間)
(略)			(略)		
可愛振興センター	(略)		可愛振興センター	(略)	
	シャワー室	300		シャワー室	300
ふれあいセンターいきいきの里	全館使用	2,000	ふれあいセンターいきいきの里	全館使用	2,000
	大広間	700		大広間	700
	和室	300		和室	300
	研修室	700		研修室	700
	調理室	700		調理室	700
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。